

岩手医科大学附属病院 臨床研修に関する規程

(臨床研修理念)

人間性豊かな誠の医療人の育成

(臨床研修基本方針)

1. 患者や医療スタッフから信頼されるよう、多様な価値観、感情、知識に配慮し、かつ尊敬の念と思いやりの心を持って接して、医師としての人格をかん養する。
2. 医学・医療に対する社会的ニーズを認識し、かつ高度専門医療に学術的興味をもって接しながらプライマリ・ケアの基本的な診療能力を習得する。
3. チーム医療の実践ができるよう、チームの目的や構成員の役割を理解し、情報共有しながら連携を図る能力を習得する。

(臨床研修の目標)

医学・医療に対する社会的ニーズを認識し、かつ高度専門医療に学術的興味をもって接しながらプライマリ・ケアの基本的な診療能力（知識・技能・態度）を習得する。

(研修体制)

岩手医科大学附属病院の卒後臨床研修は医師卒後臨床研修センターが管理・運営を行う。

1. 臨床研修医の所属
臨床研修医は、特定の診療科には所属せず、医師卒後臨床研修センターに所属し、当院における研修を原則とする（研修協力病院・協力施設で研修することもある）。
2. 研修期間
原則として合計2年以上。
（2年間で到達目標が達成できなかった場合は、研修期間を延長することもある。）
3. 研修方法等
 - (1) 研修は、医師卒後臨床研修センターの定めるスーパーローテート方式の各プログラムコースに基づき行う。（マッチングで決定したコースの変更はできない。）
 - (2) 研修開始の前に、センター長、副センター長と相談の上、到達目標を達成できるように、2年間の研修スケジュール予定を決定する。臨床研修医の意向をできるだけ尊重し、ライフプランに合わせたセミ・オーダー的プログラムにより、研修の充実を図る。（到達目標が達成できないような偏りがある場合や受入診療科の状況により、希望に沿えない場合もある。）

- (3) 各コース選択科目の期間があり、全診療科から臨床研修医自身が自由に診療科を選択することができる。なお、臨床研修管理委員会で到達目標の達成度を評価し、目標達成できなかつた項目がある場合は、選択科目の期間に再履修させることもある。

関係規程：医師卒後臨床研修センター管理運営規程

(研修医の業務（責任と義務）)

1. 研修医は指導医や上級医と共に患者の診療にあたる。診療行為は指導医や上級医の指導のもとに「研修医が単独で行なってよい処置・処方基準（改訂）」に沿って行う。
2. 研修医は、プログラム責任者および指導責任者、研修指導医の指導・監督の下に医師として自覚と責任を持って研修を行わなければならない。
3. 研修医が行う医療行為については、職員に準じた責任と義務を有する。
4. 研修医はオリエンテーションや臨床病理検討会（CPC）、症例検討会（GRAND ROUND）等の教育的行事に出席しなくてはならない。
5. 研修医は、アルバイト診療禁止である。

(研修医の実務)

1. 病棟研修
研修医は研修プログラムの一環として指導医や上級医の指導のもとで病棟業務を行う。
関連規程：一般病棟業務運営マニュアル
2. 手術室研修
研修医は研修プログラムの一環として指導医や上級医の指導のもとで手術手技を学ぶ。
関連規程：中央手術部運用マニュアル
3. 救急外来、一次二次当直
研修医は救急科研修プログラムの一環として指導医や上級医の指導のもとで救急外来業務を行う。
関連規程：救急診療部運用マニュアル、一次二次救急外来運用マニュアル
4. 一般外来
研修医は総合診療科および地域医療研修プログラムなどの一環として指導医や上級医の指導のもとで一般外来業務を行う。
関連規程：外来業務運営マニュアル

(研修評価・修了)

1. 評価の目的

研修の評価は、研修医のモチベーションを高めるため、また臨床研修において知識・手技・経験など達成しなければならない目標を確認するために行う。

2. 評価方法

評価は、各研修期間において研修医の自己評価、指導医からの評価、研修医による指導医評価、メディカルスタッフからの評価、受持ち患者からの評価を行う。また、1年次研修終了時と2年次研修終了時に臨床研修管理委員会で研修医の総括的評価が行なわれる。

3. 研修修了判定・修了認定

臨床研修管理委員会は、2年間のすべての研修終了時に、病歴要約、研修記録、指導医、メディカルスタッフ、患者から提出された評価表、プログラム責任者による「臨床研修の目標の達成度判定票」をもとに、臨床研修を総合的に評価し修了を認定する。修了認定と判定された者には、病院長より修了証が交付される。しかし、研修目標の達成度が不十分な場合は、研修修了が認定されない場合もある。

関連規程：臨床研修医に係る修了認定基準

(研修記録)

研修の記録は卒後臨床研修医用オンライン臨床教育評価システム（PG-EPOC）と研修医手帳を使用する。

関連規程：臨床研修医の研修記録に係る管理・保管規程

(指導医)

1. 指導医は臨床経験7年以上で臨床研修指導医講習会受講済みの医師とする。
2. 指導医は研修医の研修目標達成状況を把握し、研修医に対して適切な指導を行う。
3. 指導医は研修終了時には評価を行う。
4. 上級医は研修医よりも臨床経験が長い医師（2年次研修医は除く）とする。
5. 上級医は指導医を補佐し、指導医の管理のもとで研修医に対して指導を行う。

(指導者)

1. 指導者は研修医が研修先で関わる看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等とする。
2. 指導者はそれぞれの分野に関し、研修医に対して適切な指導を行う。
3. 指導者は研修終了時に評価を行う。

(研修医の募集)

医師卒後臨床研修センターは、募集要項・研修プログラムを一般に公開し、募集を行う。研修医の採用は、面接試験及び小論文試験の結果に基づいて採用希望順位を決定し、医師臨床研修マッチング協議会が行うマッチングに参加のうえ、採用者を決定する。

関係規程：臨床研修医公募要領、臨床研修医採用方法に関する内規

(処遇)

1. 身分 臨床研修医 (常勤職員)
2. 給与 研修医手当 月額 300,000 円
研修調整手当 1年次 月額 50,000 円
2年次 月額 100,000 円 + 献血業務手当
3. 賞与 年2回 (給与月額の1ヶ月分を6月と12月に支給予定)
※規程に基づき減額となる場合あり
4. 住宅手当 住宅補助費 (支給要件有。宿舎利用者は対象外) 月額 20,000 円
5. 通勤手当 あり
6. 病棟・三次当直に係る手当 宿日直 12,500 円
半直 6,250 円
7. 一次二次救急当直に係る手当 1年次 20,000 円
2年次 25,000 円
8. 特別診療手当 時間外の緊急時の処置・手術等について、特別診療手当を支給する
9. 年金・健康保険 日本私立学校振興・共済事業団に加入
10. 労働者災害保険 適用あり
11. 雇用保険 適用あり
12. 健康診断 職員に準じて年2回
13. 医師賠償責任保険 病院として適用がある
個人としては、医師会など任意加入
14. 休暇 年次有給休暇：職員に準じる
夏期休暇：5日
年末年始：あり (12/30～1/3)
その他：リフレッシュ休暇1日
15. 勤務時間 午前8時30分より午後5時まで (第1、4土曜日は12時30分まで)
但し、研修医が自主的に行う研修についてはこの限りではない。
16. 白衣 1年次2枚支給、2年次1枚支給 (クリーニング券支給有)
17. 宿舎 あり (家賃：月額30,000円 (税込))
18. 研修医室 あり
19. 外部の研修活動

学会、研修会等への参加：可

参加費用支給の有無：筆頭演者として国内の全国学会または地方会で発表した場合に限り、旅費等を支給する。(年間上限 120,000 円)

20. 妊娠・出産・育児に関する事項

院内保育所 院内保育所：有

病児保育：有

夜間保育：有

体調不良時に休憩・授乳等に使用できる場所 休憩場所：有

授乳スペース：有

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年2月16日 臨床研修運営委員会承認)